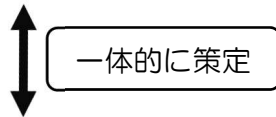


## 1 佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画について

### (1) 地域福祉計画とは（佐賀市が策定）

社会福祉法第 107 条の規定に基づく行政計画。地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制について、庁内関係部局や支援関係機関、専門職を含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくための計画。



### (2) 地域福祉活動計画とは（佐賀市社会福祉協議会が策定）

地域における福祉課題の解決を目指し、住民・地域・福祉サービス事業者・NPOなどの主体的な活動と、それを支える社会福祉協議会の活動について、お互いに連携しながら実施する地域福祉活動を具体的かつ明確化した計画。

#### 社会福祉法（抄）

##### （地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

##### （市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

##### （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第一百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 計画の期間

H20~H22	H23~H27	H28~R2	R3~R7
第1期計画	第2期計画	第3期計画	第4期計画

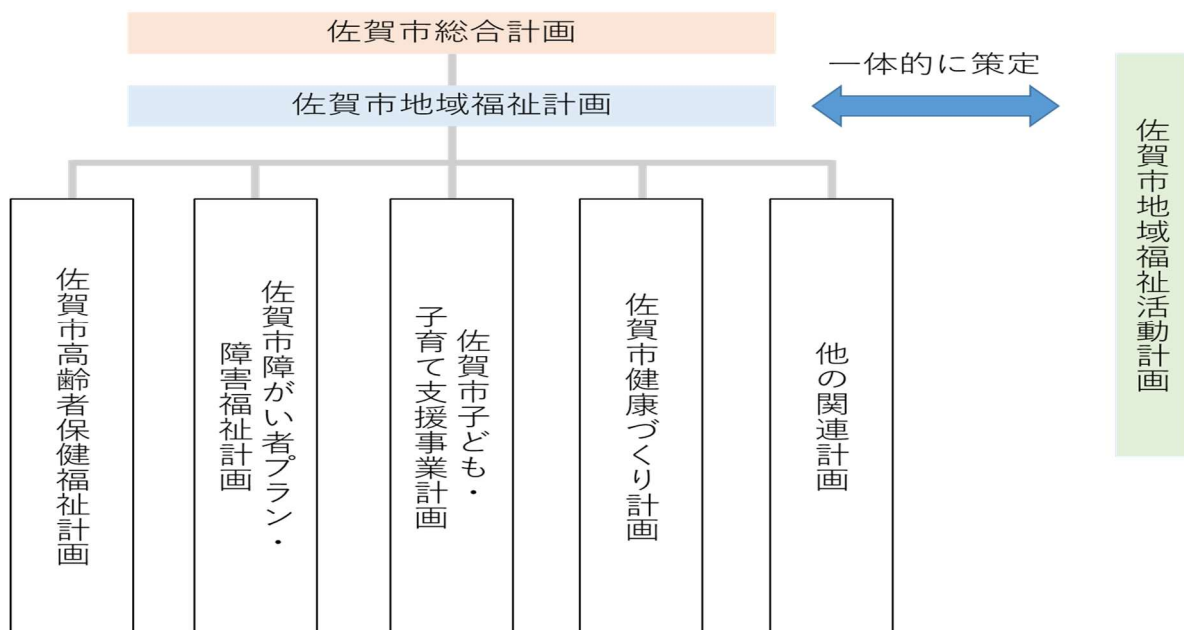
## 2 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

社会福祉法の改正を踏まえ、地域の高齢者や障がい者、子育て世帯などの地域住民の暮らしにかかわる個々の地域生活課題に対し、包括的な対応を地域づくりとあわせて進めることや、持続可能な地域づくりと結びつけた取組を進めるため、「第4期佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定。

(2) 計画の位置づけ

地域福祉計画は、高齢者、障がい者、子ども・子育て等の各分野の関連計画の上位計画と位置づけ、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるもの。また、地域福祉計画を実行するための活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画と一体的に策定し、効果的に事業を行うこととしている。



### 3 計画の体系

#### (1) 基本理念

みんなが参加、みんなで福祉、みんなの安心 笑顔が輝く佐賀のまち  
～地域共生社会の実現を目指して～

※地域共生社会とは・・・

住民がお互いに助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、住民や地域の多様な主体が役割を持ち、つながることで一人ひとりが暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会のこと。

#### (2) 基本目標

- ①みんなの主体的な活動を促す地域づくり・人づくり  
⇒地域でのつながりや参加機会の充実、学ぶ機会の充実
- ②地域で安心安全な暮らしを支える体制づくり  
⇒地域における福祉活動の推進、いのちを守る支援の充実
- ③福祉サービスにつながる体制仕組みづくり  
⇒福祉サービスの適切な利用の推進、重層的な相談支援体制の推進

#### (3) 重点取組

- ◆包括的な支援体制の整備

### 4 次期（第5期）計画の策定について

#### (1) 策定スケジュールについて

令和6年度	第2回委員会	アンケート結果報告（令和7年2～3月）
令和7年度	第1回委員会	第5期計画骨子検討（4～6月）
	第2回委員会	計画素案審議（7～8月）
	第3回委員会	〃（8～9月）
	第4回委員会	計画最終案決定（10～12月）
	第5回委員会	パブリックコメント実施後最終決定（令和8年1～2月）

#### (2) 再犯防止推進計画との一体的な策定について

##### ①再犯防止推進計画とは

生活する上で様々な課題を抱えている犯罪をした者等（非行少年若しくは非行少年であった者含む）に対し、福祉的支援等をはじめとした再犯の防止等に関する様々な施策を行うことで更生や再犯防止に繋げ、もって安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す計画で、再犯防止推進法第8条第1項（都道府県及び市町村は計画策定が努力義務）に基づき策定するもの。

## ②地域福祉計画と一体的に策定する意義

犯罪をした者等生きづらさを抱えるものが、地域で孤立することなく安全安心な生活を送ることができるようにするためには、地域住民の理解と協力が必要であり、これは地域福祉と再犯防止に共通する基本的な考えである。

また、再犯防止推進施策は、就労、住居、保健医療、福祉等多岐に渡っており、このように様々な行政領域にまたがる福祉的な施策については、地域福祉計画・地域福祉活動計画と関連性が高いため、「第5期地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定し、関係団体や市民にわかりやすい計画とする。

